民法改正による後見制度の大改編

大家さん大学講座

NPO法人
都民シルバーサポートセンター

NPO法人
都民シルバーサポートセンター

設　　立：2021年4月1日

主な活動　：①**相談対応**：老後のお悩み解決や希望の実現に向けて関連企業や専門家をコーディネートする役割
②**講演活動**：終活の啓発に向けて年間60～70回の講演を行う
※主な活動エリア：都内全域(離島は除く)・神奈川県(主に横浜市)

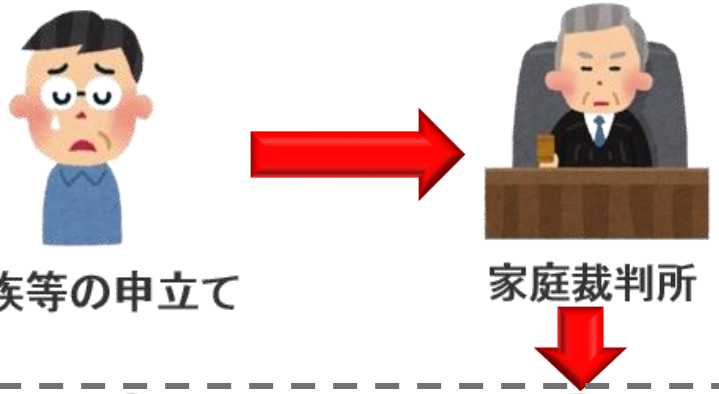
活動原資　：関連企業・専門家からの会員費と協賛金

登録/協定：中野区パートナーシップ協定
エンドオブライフケア学会登録会員
東京都保健医療局「がんポータル」がん患者支援登録団体

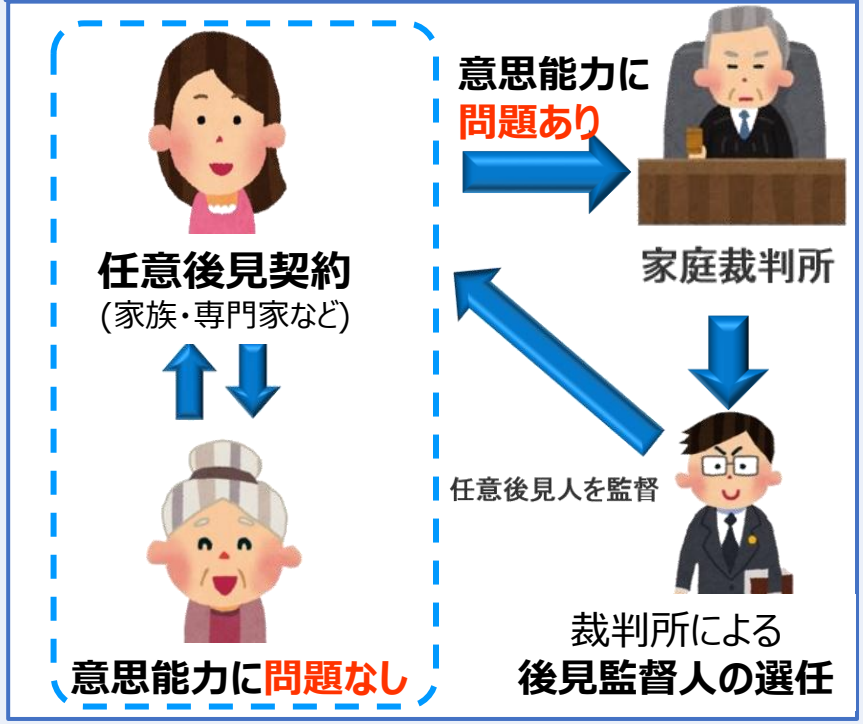
後見制度とは（おさらい）

成年後見制度は、精神上の障害(知的・精神障害、認知症など)により**判断能力がない方が不利益を被らないよう援助**(財産管理・身上監護)してくれる人を付けてもらう制度。成年後見制度には、法定後見と任意後見がある。

法定後見



任意後見



(C) 2026 npo-tssc

後見制度の民法改正内容

2026年6月に可決・成立した「成年後見制度」に関する民法改正。
実際の新制度のスタート(施行)は**2028年ごろ**と見込まれています。

項 目	現行制度	改正後（2028年ごろ施行予定）
制度の類型	**3類型**（後見・保佐・補助）	**「補助」に一本化**
利用期間	**原則、一生続く（終身制）** 一度始めると亡くなるまでやめられない	**途中で終了可能！** 目的（特定の契約など）が終われば終了できる
サポート範囲	**包括的（丸ごと管理）** 「後見」になると本人の自由が大きく制限	**限定的（ピンポイント）** 「この手続きだけ手伝って」が選べる
本人の同意	類型の決定や権限付与に、本人の同意が不要なケースもある	**原則として本人の同意が必要** 本人の意思が最優先される
後見人の交代	不正や破産など重い理由がないと交代できない	**本人利益のためなら交代しやすく**見直し

(C) 2026 npo-tssc



終活は終わりを意味する言葉ではなく、次の世代へ継ぐことを併せ持つ言葉。

当団体のロゴは、次の世代へ継ぐことを四季（季節）で表現し、イチョウの見ごろである紅葉時の色"黄色"を『ご本人』に見立て、春先の若葉である"黄緑色"は『見守っているご家族』、春に芽吹く桜の"ピンク色"を『地域社会』に見立て、ご本人に寄り添い、またご本人を支えているご家族、地域社会にも寄り添いながら、皆様をサポートしていきたいという想いを込めました。

最後までご清聴いただき誠にありがとうございました